

## 盛土行為の違反事業者の逮捕について

### 要 旨

盛土行為は市の条例に基づく許可を得る必要があるところ、無許可の上、市の再三の指導・命令に従わなかったため違反事業者が令和4年3月22日に逮捕されたので、これまでの経緯と今後の対応について報告します。

### 概 要

- 1 事業者** 古屋高明（市内柳沢在住）
- 2 容疑の内容** 「沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」第5条（事業の許可）に違反【無許可の盛土行為】
- 3 場 所** 沼津市宮本184番4外（東名高速道路愛鷹PA北側1km付近、旧ニューウェルサンピア西側にある分譲地西側）
- 4 面 積** 盛土した範囲全体では約8,000㎡、その内、容疑の対象となる市条例の適用部分は約4,560㎡（残る部分は、県条例の適用部分）
- 5 現地の状況** 盛土は、技術基準に適合していない不整形に高さ約15mまで盛られている。隣接する住宅の間近まで盛られ、大雨時や大地震での土砂の崩壊などにより人的被害に及ぶ恐れのある状態である。
- 6 経 緯** 事業者は、平成20年代初頭から盛土を開始し、徐々に盛土範囲を拡大してきた。その間、市の指導に従い中止したが、数年あけて再開することを繰り返してきた。平成30年頃から、盛土の高さが顕著になった為、命令等の行政手続きを行った。
- 7 これまでの条例に基づいた手続き**
  - ・平成31年4月16日 市条例に基づき、事業者に中止命令を発出
  - ・令和元年7月11日 市条例に基づき、事業者の違反事実を公表
  - ・令和3年10月27日 県条例に基づき、事業者に停止命令を発出
- 8 今後の対応**
  - ・令和4年3月～4月：測量作業の実施（令和3年11月議会で補正予算化）盛土した範囲と盛土量を確定し安全対策を検討する。
  - ・その後、法面等の安全対策を県と協議し、事業者に安全対策を講じる措置命令を発出する予定。

---

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課  
直通:055-934-4761 内線:2541



## 令和4年3月22日の盛土行為の違反事業者の逮捕について 市長コメント

事業者は、これまで市の指導、命令に従わず、誠に遺憾であります。

県東部は、首都圏から近い地理的要因等により、違反行為が後を絶たない地域であります。

この逮捕を契機に、悪質な事業者による違反盛土の抑止力となるよう、今後とも警察など関係機関との連携をさらに強化し、市民の安全と安心の確保に向け、厳しい態度で臨んでまいります。

令和4年3月22日 沼津市長 頼重秀一